

企業育成の視点からみたシンガポールの経済戦略 —日本との比較において—

濱田 和章 *Kazuaki Hamada*

(財) 国際貿易投資研究所 主任研究員

シンガポールは企業の育成ということを重視している。現在のところ、シンガポールには日本における「中小企業基本法」や「中小企業白書」に相当するものはない。しかし、同国の中小企業施策は充実している。

例えば、IT やバイオ、医療分野などといったハイテク、知識集約的な産業分野の育成に重点を置いており、テクノ・ベンチャーの育成に力を注いでいる。そのための資金的な裏づけを確保するためもあって投資ファンドの育成に力を入れている。これらの施策は同国企業を強化すれば、同国経済をも強化できるという戦略に基づくものである。

日本がシンガポールをはじめ ASEAN 諸国と中小企業施策について交流を深め、相互に助言しあうことは意義深い。

シンガポールの経済や中小企業施策を考察する上において忘れてはならないことは、地理的にみて同国は東南アジアの中心に位置する島国の都市国家であるということである。(注¹)

総面積は約 700 平方 km で東京都 23 区とほぼ同じ大きさである。ただし、埋立て工事が行われているため、

面積は毎年増加している。この国土面積で 2006 年の名目 GDP は 2,099.91 億シンガポール・ドル（以下、S ドル）に達する。一人当たり名目 GDP は 46,832S ドルである。(為替レートは 2006 年平均で 1 米ドルに対して 1.5890S ドル)

2006 年央における人口は約 448 万

人（一年以上居住している外国人を含む）である。シンガポール市民および永住者人口は約 361 万人であり、華人系 75.2%、マレー系 13.6%、インド系 8.8%、その他民族 2.4%となっている。

都市国家であるということは制約条件でもあるが、反面、経済発展や政策遂行上の点で有利な条件ともなる。即ち、効果が浸透しやすいということである。加えて、地理上の位置は恵まれている。（同地は長い間、中継貿易で栄えてきた。）

現在、同国の中小企業施策の中心的な役割を果たしているのは、規格生産性革新庁（SPRING Singapore; the Standards, Productivity and Innovation Board）である。同庁は 2002 年に創設された。生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指す。そのために、企業の生産性及び革新性の向上を目的とした支援プログラムの提供、商品の標準及び品質の測定並びに証明、国内産業各部門の変革及び中小企業の地位向上を目的とした融資並びに技術支援・専門的指導を実施する。中小企業施策に関して中心

的な役割を担う法定行政機関（Statutory Board）である。

同庁が中小企業施策をシンガポール中小企業に行うため、シンガポール中小企業の定義は、製造業ではシンガポール資本 30%以上、固定資産が 1,500 万 S ドル未満である。卸売業、小売業、サービス業では、シンガポール資本 30%以上、従業員が 200 人未満と定めている^(注2)。

同庁の資料によれば、2005 年における中小企業数は 14 万 9,000 社で総企業数の 99.4%を占める。中小企業の従業員数は 140 万人で総従業員数の 62.3%を占める。付加価値は 915 億 S ドルを生み出し、総付加価値の 46.3%を占める。中小企業の盛衰は同国の経済の盛衰に直結するといっても過言ではない。

同庁のみならず政府もそのことは認識しており、中小企業の育成ということをグローバル企業として生き残り、同国の更なる経済発展に貢献するような企業にまで成長するように支援することと捉えている。

上記の目的を達成するために、数多くある中小企業施策の具体例として規格生産性革新庁などの施策を取

り上げる。その一例が SEEDS である。SEEDS とは Startup Enterprise Development Scheme の略称である。

設立当初は、企業の創業を支援するためのファンドであった。しかし、近年のシンガポール政府の科学技術政策の強化により、投資対象は研究開発企業を対象とすることが明確に定められている。SEEDS の規模は凡そ 8,000 万 S ドルであり、ファンド資金の運営は、SEEDS Capital Pte Ltd に委ねられている。同社は規格生産性革新庁の subsidiary である。

SEEDS のこれまでの投資パターンは、民間ベンチャーキャピタルとの間でマッチング投資が多い。即ち、SEEDS がある程度の投資先のリスクを請け負うことで、民間ベンチャーキャピタルの投資が進みやすくなり、両者を併せた資金が対象企業に提供されることになる。経済開発庁のウェブページには成功した SEEDS の応募社例として 120 社程度が記されている。

別の例としては、規格生産性革新庁、経済開発庁、国際企業庁および科学技術研究庁^(注3)が連携して行っている GET-UP (Growing Enterprises

with Technology Upgrade) という施策がある。GET-UP は三本の柱からなる。^(注4)

その一つである T-UP においては、企業の R&D や技術向上のために科学技術研究庁から科学者や技術者を出向させ、企業は国内外の市場において魅力的な新製品や工程の開発、新しい技術部門の立ち上げ、必要とされる技術移転を促進できる。それに要する海外市場に関する情報などは国際企業庁からもたらされ、科学者や技術者の人件費は規格生産性革新庁 (70%、二年間) や場合によっては経済開発庁 (50%、一年間) が補助する。

これに限らず、シンガポールの人材育成・獲得策は目を見張るものがある。中小企業政策という視点に限らず、人口が少なく、近年の出生率 (2006 年の合計特殊出生率は 1.26) は日本と同程度の低水準であるシンガポールは世界中からの移民を人材源としている。

優秀な人材には容易に国籍や永住権を与えるという大胆な政策を実行している。とくに、技術、技能を有した中国人、インド人などの活用が

目立つ。IT 業界が中心だが、グローバル化の進展とともに金融、法律などの専門家の移民も多くなっている^(注5)。例えば、有能な日本人金融マンも歓迎される。

また、経済開発庁の下で、2001年4月には海外からのハイテク向けベンチャー・キャピタルの誘致を目的として、ファンド・オブ・ファンズ管理会社、TIF Ventures Pte Ltd を設立している。同庁は海外からのベンチャー・キャピタル誘致を推進している。

国際企業庁は同国の中小企業の海外進出に対する支援を行っている一方で、米国、欧州、日本などの国の企業に対し、シンガポールを拠点とするよう誘致し、SME（中小企業）ハブとしての地位向上を目指している。これにより、ベンチャー事業を同国に誘致することについても可能性が高まった。

同国では中小企業の育成のための政策という視点のみならず、戦略的にグローバル企業を育成しようという政府の姿勢が強く感じられる。

そのために同国は企業、資金、ヒトを海外から呼び込むことを政策的

に掲げている。国として国際的求心力を重視するという観点から見れば、米国の姿に重なる面がある。

無論、シンガポールは都市国家であり、米国は大陸性国家である（米国の中に海洋性国家の一面を認めるにしても）。米国は二大政党制の政治体制を持つのに対して、シンガポールは国家成立以来の与党、人民行動党（PAP; People's Action Party）が議会で圧倒的多数を占めている。相違点は多々あるが、海外からの資金やヒトなどを積極的に活用しようとする面において類似している。

この類似性は両国の発祥時以降の歴史的な歩みに起因するのではない。すなわち、両国とも移民によって経済を拡大し今日に至っている。必然的に人材獲得という視点を重視する。人材育成という面においては実学的な教育を重視する。

両国に比べて、単一民族的な日本は海外からの資金や人材の活用という分野でまだまだ遅れているといえよう。理由として、最近に至るまでその必要性が切実な問題ではなかったからである。（戦後の冷戦体制は日本にとって極めて有利な経済環境を

形成した。)この分野についていえば、日本はいまだ後進的であるのは止むを得ないことかもしれない。

しかしながら、筆者には 21 世紀において国の盛衰を分ける一つの要因として、好むと好まざるとに係わらず「多様性を受容できるか否か」が重要な役割を演ずるように思える。

米国、EU、シンガポールが加盟している ASEAN を見れば、時間的長短はあっても、いずれもが多様性の受容に係わる絶え間ない努力の歴史を辿ることができる。

シンガポールの経済発展にとって必要とされる人材には、容易に国籍や永住権を与えるといった人材育成・獲得施策は、日本にとって参考にする価値の高い施策である。

他方で、規格生産性革新庁の幹部たちと情報交換をした席上で、中小企業のための金融支援施策は充実していると思われるにもかかわらず、日本の中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工中金といった政府系中小企業金融機関に彼らが興味を持ったことが印象深い。やはり中小企業支援のための明快な金融制度を構築することは難しいのかもしれない。

以下に同国の中小企業やベンチャー・ビジネスのための金融支援施策を例示する。

規格生産性革新庁は中小企業の地位向上を促進する主導的機関として、現地企業融資スキーム (LEFS; The Local Enterprise Finance Scheme) の運営を行っている。LEFS では中小企業による新しい生産能力の開発や拡張などを支援するための融資を提供する。

また、既述した同庁の子会社である SEEDS Capital Pte Ltd によって運営される Startup Enterprise Development Scheme (SEEDS) や従業員 10 人未満のシンガポール中小企業に 50,000 S ドルまで貸し付ける Micro-loan programme などがある。

Micro-loan programme を利用した企業は運転資金および工場や設備の自動化や改良に充当することができる。

このほかにも例えば、経済開発庁や国際企業庁の管下にある中小企業やベンチャー・ビジネス支援のための金融制度があり、多岐にわたる制度が用意されている。

しかし他方で、規格生産性革新庁の

幹部は中小企業が直面している三つの問題点の一つに「銀行による高利子に対する懸念」を挙げている。^(注6)

上記のようにいくつかの問題点があり、あるいは日本における「中小企業基本法」や「中小企業白書」に相当する法律や白書が存在しないにしても、シンガポールの中小企業施策は充実しており、関係法定行政機関による連携も効果的であるように見受けられる。

同国の地理的な有利性を活かし、中小企業の育成ということにとどまらず、戦略的にグローバル企業を育成していくことにより、同国自身もグローバルなビジネス拠点になっていくことが可能である。

このことに関連して、シンガポール会社法は2000年から2004年にかけて大幅な改正作業が行われ、2003年から改正に着手し、2004年4月1日の大改正にいたっている。

会社法改正は先進諸国における近年の趨勢である^(注7)。シンガポール日本商工会議所は、同国における会社法改正の背景と目的について、次のように解説している。

「シンガポール経済は企業の業績

如何に抛る。シンガポール企業設立、運営などの規定は会社法である。会社法改正をすることによって、企業の国際競争力が一段と増強され、国家経済力をも強力なものにしたいという目的のもとでの改正である」と。

一例を挙げれば、設立時の会社定款の作成に関して、定款は① Memorandum of Association（会社の対外関係の規定一例えば、会社名、会社の目的など）、② Articles of Association（会社内関係規定一例えば、株主総会規定、配当規定など）から成っている。このうち、Memorandum of Association に会社事業の目的を記載する必要がなくなった。すなわち、会社は広範な業種の業務をすることができるようになった。

同国政府は国内外の企業家に会社を一層起こしやすくしている。

岩波新書の会社法入門（神田秀樹著2006年）の「はじめに」においても「法は、社会・経済の重要な制度的インフラストラクチャーのひとつである。とくに経済活動に関わる分野の法は、国の経済発展をサポートすべき存在であって、それを妨げる

ようなことがあってはならない」と述べられている。

シンガポールに限らず、他のASEAN 諸国や日本にとって大企業に劣らず、中小企業も国家経済力に関し重要な役割を担っている。大企業のみならず、中小企業の発展を促していくことは、いずれの国にとっても重要な課題である。

日本が中小企業施策について、シンガポールおよび他のASEAN 諸国と交流を深め、情報交換や相互に助言しあうことは意義がある。

シンガポールの中小企業施策は充実しており、人材獲得や育成などに関しては、日本にとっても参考になるようなものがある。

他方において日本にあるような「中小企業基本法」や「中小企業白書」があれば、同国の中小企業施策に資するところがあるのではないか。

また、中小企業支援のための金融制度について、両国の制度を相互に研究しあうことは価値がある。

注1 筆者は2008年1月にシンガポールの中小企業施策に関する調査のために出張し、情報収集を行った。本稿は

それらの情報を基に記す。

注2 何れの場合もシンガポール資本が30%未満の場合、外資系企業とされる。

注3 規格生産性革新庁、経済開発庁(EDB: The Economic Development Board)、国際企業庁(IE Singapore: International Enterprise Singapore)、科学技術研究庁(A*STAR: Agency for Science, Technology and Research)などの法定行政機関は、通商産業省(MTI: Ministry of Trade and Industry)の管下にある。

注4 GET-UPはOTR(Operation & Technology Roadmapping)、TA(Technical Advisors)、およびT-UPの三本の柱から成る。OTRは技術ロードマップの立案であり、ビジネスにつながる技術の開発計画支援などである。TAは技術的な相談に係わる技術支援スキームである。科学技術研究庁によれば、GET-UPは2003~07年で920社が利用し、215社が具体的成果を得ている。

注5 各国の大都市にコンタクト・シンガポール・オフィスを設置して、海外の専門知識、技能を有する人材を誘致している。コンタクト・シンガポールのウェブページからはプロフェ

SSIONALのためのメーリング・リストの登録ができる。コンタクト・シンガポールは経済開発庁とMinistry of Manpower（人材省）が提携、協力している。

また体験談として、シンガポール駐在の外国人人材に対し永住権取得を試みるよう勧誘するレターと申請書類一式が政府から送付されてくるケースがある。（竹島慎吾『シンガポールの移民政策』日経ビジネスオンライン 2007年）

注 6 他の二つとして、①「シンガポール企業と海外企業との厳しい競争」、②「中小企業は絶えず急騰する賃金、原材料費や中間製品および最終製品のコスト、賃借料を管理するという実務的な懸念に直面していること」を挙げている。

注 7 神田秀樹『会社法入門』岩波書店、2006年によれば、重要なポイントは二つである。第一は、会社法というものの役割についての認識の変化である。すなわち「会社法によって、よいコーポレート・ガバナンス（企業統治）をもたらし、よいコーポレート・ガバナンスは、企業のパフォーマンスを引き上げ、その結果とし

て国の経済にも資する」という考え方が世界的に優勢になったことである。

第二は、IT革命とそれを主たる背景としてもたらされている各国の大企業間の競争激化と各国の資本市場の規模拡大である。

日本においても2006年5月に「会社法」が施行された。

【参考資料】

- <http://app.mti.gov.sg/>
- <http://www.spring.gov.sg/>
- <http://www.iesingapore.gov.sg/>
- <http://www.a-star.edu.sg/>
- <http://www.edb.gov.sg/>
- <http://www.jcci.org.sg/>
- <http://www.asean.or.jp/invest/guide/index.html>
- 情報通信・芸術省『SINGAPORE YEARBOOK2007』
- (財)世界経済情報サービス『ARC レポート シンガポール』2007年
- シンガポール日本商工会議所『シンガポール企業経営ガイド』2007年
- (財)自治体国際化協会『シンガポールの政策（2005年版）』2005年
- 神田秀樹『会社法入門』岩波書店、2006

- 年
- ・ 労働政策研究・研修機構『アジアにおける人の移動と労働市場(2007年)報告書』2007年
 - ・ 竹島慎吾『シンガポールの移民政策』日経ビジネスオンライン 2007年
 - ・ <http://www.contactsingapore.sg/>